

## 公 告

次のとおり一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 3 月 6 日

島根県東部県民センター所長 稲田 大

※本公告は令和 8 年度予算の議会における成立を前提としており、令和 8 年度予算の議決がない場合は契約を行わない。

### 1 入札に付する事項

#### (1) 入札の内容

島根県東部県民センター法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書及び納付書等の封入封かん業務委託

#### (2) 入札案件の詳細等について

「島根県東部県民センター法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書及び納付書等の封入封かん業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

#### (3) 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

#### (4) 納入期限

仕様書による。

#### (5) 納入場所及び数量

##### ① 納入場所

島根県東部県民センター

##### ② 予定数量

封入封かん法人数 合計 5, 0 0 0 法人（月 1 回× 1 2 か月）

#### (6) 入札方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を除いた金額（1 法人当たりの見積り単価）を入札書に記載すること。

#### (7) その他

入札説明会は実施しない。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後 2 年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団等」という。）を経営に関与させている者でないこと。

(4) 島根県税を滞納していない者であること。

(5) 消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

(6) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを受けている者であること。

- (7) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の入札において、指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (8) 島根県物品調達及び庁舎管理等に係る暴力団排除措置要綱（平成 23 年島根県告示第 454 号）に基づき、入札等排除措置対象者に指定され、当該状態が継続中の者でないこと。
- (9) この入札に係る入札説明書の交付を受け、**令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 5 時まで**に入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を島根県東部県民センター課税部法人課税課まで提出した者であって、入札参加資格を有すると島根県東部県民センター所長が認めた者であること。
- (10) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマークの付与を受けているものであること。
- (11) 島根県東部県民センター管内（隠岐郡を除く）において封入封かんを行うことが出来る本社、支店又は営業所を有しており、突発的に生じた事態に対し、直ちに対応できる体制が整っていること。

### 3 入札説明書等の交付

- (1) 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先  
〒690-8551 島根県松江市東津田町 1 7 4 1 - 1 島根県松江合同庁舎 2 階  
島根県東部県民センター 課税部法人課税課  
電話番号 0852-32-5621 F A X 0852-32-5611
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付方法
  - ① 本公告の日から**令和 8 年 3 月 1 3 日（金）**までの間、上記(1)の場所において交付する。（交付時間は土日、祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時までとする。）
  - ② 本公告に係る入札に参加しようとする者の申請により、入札に参加しようとする者 1 人に対し、1 部を無償で交付する。

### 4 入札参加資格の確認

- (1) 入札参加資格の確認方法  
入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）を提出して、資格の確認を受けること。  
なお、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出方法等
  - ① 入札参加資格確認申請書の提出部数は 1 部とする。
  - ② (3)に示す提出期限及び提出場所に持参又は郵送（必着。書留郵便に限る。）により提出する。
  - ③ 資料作成等に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ④ 提出された書類は、返却しない。
  - ⑤ 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外の用途に使用しない。
- (3) 入札参加資格確認申請書の提出期限及び提出場所  
提出期限：**令和 8 年 3 月 1 9 日（木）午後 5 時**  
提出場所：〒690-8551 島根県松江市東津田町 1 7 4 1 - 1  
島根県東部県民センター 課税部法人課税課  
電話番号 0852-32-5621
- (4) 入札参加資格確認結果  
入札参加資格確認結果は、**令和 8 年 3 月 2 4 日（火）午後 5 時まで**に通知する。

### 5 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 日 時 **令和 8 年 3 月 2 6 日（木）午前 9 時 00 分**
- (2) 場 所 島根県松江市東津田町 1 7 4 1 - 1 島根県松江合同庁舎 2 階 2 0 1 会議室

- (3) 開 札 即時
- (4) その他 郵便、電報、ファクシミリ、電話による入札は認めない。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

入札者が見積る契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を入札時に納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和 39 年島根県規則第 22 号）第 61 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第 69 条の 2 各号のいずれかに該当する場合は免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に記載された期限までに必要な書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、当該書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者が入札したとき、その他島根県会計規則第 63 条の各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

- (6) 落札者の決定方法

島根県会計規則第 62 条の規定に基づき、定められた予定価格に予定数量を乗じて得た額の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

- (7) 契約書作成の要否

要する。

- (8) 不当介入への対応

入札の履行に当たって暴力団等から不当介入を受けたときは、島根県東部県民センターに報告するとともに警察に通報すること。

なお、当該報告及び通報を怠ったと認められるときは、注意喚起その他の必要な措置を講ずるものとする。

- (9) その他

詳細は入札説明書及び仕様書による。